

○国立大学法人上越教育大学基金規則

(平成26年10月21日規則第12号)

最終改正 平成29年9月13日規則第5号

(設置)

第1条 国立大学法人上越教育大学（以下「本法人」という。）に上越教育大学基金（以下「基金」という。）を置く。

(目的)

第2条 基金は、広く社会から寄附を受け入れることにより、本法人の財政基盤の強化を図り、上越教育大学における学生支援活動、教育研究活動及び地域貢献活動等の推進を図るとともに、キャンパス環境の整備・充実に資することを目的とする。

(事業)

第3条 基金は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 学生支援事業
- (2) 国際交流支援事業
- (3) 教育研究支援事業
- (4) 地域貢献事業
- (5) 附属学校整備事業
- (6) キャンパス環境等整備支援事業
- (7) その他本法人の諸活動支援事業

(基金の構成)

第4条 基金は、次の各号に定める資金をもって充てる。

- (1) 基金設立後、寄附された現金等の寄附金
- (2) 上越教育大学創立30周年記念募金において寄附された資金
- (3) 前2号に規定するものから生じる果実

2 基金のうち、寄附者が目的を指定しない寄附によるものを一般基金とし、寄附者が目的を指定する寄附によるものを目的指定基金とする。

(特定基金)

第5条 特定目的の寄附を募集し、及び管理するため、前条第2項の目的指定基金として、特定基金を置くことができる。

2 特定基金の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(修学支援事業基金)

第6条 第3条第1号に掲げる学生支援事業に充当する目的の寄附金は、前条に規定する特定基金として受け入れるものとし、その名称は修学支援事業基金とする。

2 学長は、寄附者が目的を指定しない寄附金の全部又は一部について、学生を支援する事業に充当することを目的に、修学支援事業基金として受入れの決定を行うことができるものとする。

3 修学支援事業基金の管理は、他の寄附金と独立して別に行う。

(修学支援事業基金の使途)

第7条 前条に規定する修学支援事業基金は、経済的理由により修学が困難な学生を対象に、次の各号に掲げる使途に充当するものをもって構成する。ただし、上越教育大学への入学に関して寄附されるものを除く。

- (1) 授業料、入学料又は寄宿料の全部又は一部の免除その他学生等の経済的負担の軽減を図るもの
 - (2) 学資を貸与又は給付するもの
 - (3) 教育研究上の必要があると認めた学生等による海外への留学に係る費用を支援するもの
 - (4) 学生の資質を向上させることを主たる目的として、学生を教育研究に係る業務に雇用するために係る経費を負担するもの
- (修学支援事業基金の使途の変更の禁止)

第8条 修学支援事業基金に対して拠出された寄附の使途は、変更してはならない。

- 2 修学支援事業基金から貸与事業の実施に充当するために支出された金銭であつて、当該貸与の結果として、被貸与者より金銭が本法人に対して償還された場合にあつては、当該償還された金銭は、再び修学支援事業基金に帰属するものとしなければならない。
- (事業年度)

第9条 基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(謝意表明)

第10条 学長は、寄附者に対して謝意を表明する。

- 2 謝意の表明に関し必要な事項は、別に定める。
- (運営委員会)

第11条 基金に関する重要事項を審議するため、国立大学法人上越教育大学基金運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。
- (寄附金の受入れ及び管理等)

第12条 寄附金の受入れ及び管理に関しては、この規則又はこの規則に基づく特段の定めがある場合を除き、国立大学法人上越教育大学寄附金経理事務取扱細則（平成16年細則第12号）の定めるところによる。

- 2 基金への寄附金の受入れは、別に定める様式により行うものとする。
 - 3 前項に係る基金への寄附金の受入れに関する承認手続は要しない。ただし、受入内容等に疑義が生じた場合は、運営委員会で審議する。
- (事務)

第13条 基金に関する事務は、総合交流推進室において処理する。

(細則)

第14条 この規則に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成26年11月1日から施行する。

附 則（平成29年規則第5号（平成29年9月13日））

この規則は、平成29年9月13日から施行する。